

資料4

日薬情発第121号
令和6年10月25日

都道府県薬剤師会担当役員殿

公益社団法人日本薬剤師会
副会長 原口 亨

マイナポータルを利用した HPKI 電子証明書発行申請の開始について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、過去の通知(令和6年8月19日付日薬情発第82号)でご連絡したとおり、マイナポータルを利用した HPKI 電子証明書発行申請(マイナポ申請)については、懸念されていた技術的課題を解決するためのシステム改修完了の目処がたち、開始の日程について、万全を期すべく、厚生労働省・デジタル庁の両省庁との調整を行っておりました。

そこで、令和6年11月15日から、従来の申請の加え、マイナポ申請の受付を開始いたします。

マイナポ申請と従来の申請(WEB申請書作成支援サービスを利用し、紙の申請書を作成後、必要書類と共に申請書を郵送する)とでは、申請費用や HPKI カードの有無など異なる点が多くあります。また、過去の通知(令和6年10月15日付日薬情発第113号)にてお知らせしたとおり、来年4月よりリモート署名サービス利用の有償化が予定されております。それぞれの申請の異なる点の詳細やリモート署名を希望する薬局・薬剤師への注意喚起について、別紙にまとめたのでご参照下さい。(添付の別紙2、3は日薬情発第113号に添付の別紙1、2と同じものになります)

従来の申請も継続して実施しておりますので、申請方法の選択は、それぞれの利点とともに運用上の課題を十分にご検討の上、行っていただきますよう、お願い申し上げます。

会務ご多用のところ恐縮ながら、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

【マイナポ申請について】

- 11月15日より、従来の申請方法に加え、マイナポ申請の受付が開始される予定です。
- マイナポ申請は、HPKIカードを発行せず、セカンド電子証明書のみの発行となります。
- 11月15日より受付が開始される予定ですが、受付後に審査を開始するため、HPKI電子証明書の発行は12月15日以降となる見込みです。

【マイナポ申請の留意点】

- ①マイナポ申請で発行される電子証明書は、セカンド電子証明書のみになります。薬剤師資格証（ICカード）が必要な場合は、従来通りの申請を行ってください。
- ②2025年4月よりセカンド電子証明書を用いたリモート署名の利用は有償になる予定です。（詳細は別紙2、別紙3をご参照ください）
- ③レセコンがセカンド電子証明書に対応していない場合、電子処方箋に対応できません。
- ④当面の間、マイナポ申請後に薬剤師資格証（ICカード）の追加発行^{*1}はできません。
- ⑤マイナポ申請の場合、マイナンバーカードと登録したスマートフォンを利用して、セカンド電子証明書を用い、リモート署名をすることが可能です。ただし、登録したスマートフォンの故障や紛失、初期登録の失敗等の際に使用する再登録用QRコード作成システムを現在開発中のため、本年度内はスマートフォンの再登録が行えません。当該システム完成までの間にスマートフォンを利用したセカンド電子証明書の使用ができなくなったり場合は、マイナンバーカードのみの利用となります。
- ⑥薬剤師資格証（ICカード）の代わりに、スマホ等で表示できる「デジタル薬剤師資格証^{*2}」が発行されます。
- ⑦マイナポ申請は、従来の申請と必要書類等が異なります（原則、申請時の住民票取得、申請書類の郵送が不要 等）。詳細はマイナポータルをご確認ください。
- ⑧マイナポ申請は、薬剤師資格証（ICカード）を発行しないため、従来の申請と価格が異なります。（従来価格から6,600円（税込）減額されます）

※1 マイナポ申請後に薬剤師資格証（ICカード）が必要となった場合は、薬剤師資格証（ICカード）追加発行申請と審査費用が必要となります。

追加発行申請は、従来の申請同様、紙の申請書を用い、必要書類を再度すべて取り揃えた上で、郵送による申請が必要となります。認証局では提出された書類を元に、マイナポ申請とは別に、新たに審査を行います。追加費用を含む合計金額は、従来の申請による同時発行よりも高額になります。

また、薬剤師資格証（ICカード）内のHPKI電子証明書の有効期限はセカンド電子証明書と同一になります。

※2 デジタル薬剤師資格証は、薬剤師資格証（ICカード）の券面とほぼ同様の情報を、スマホ等の画面に表示できるようにするものです。詳細については、過去の通知（令和6年2月5日日薬情発第151号）をご参照ください。

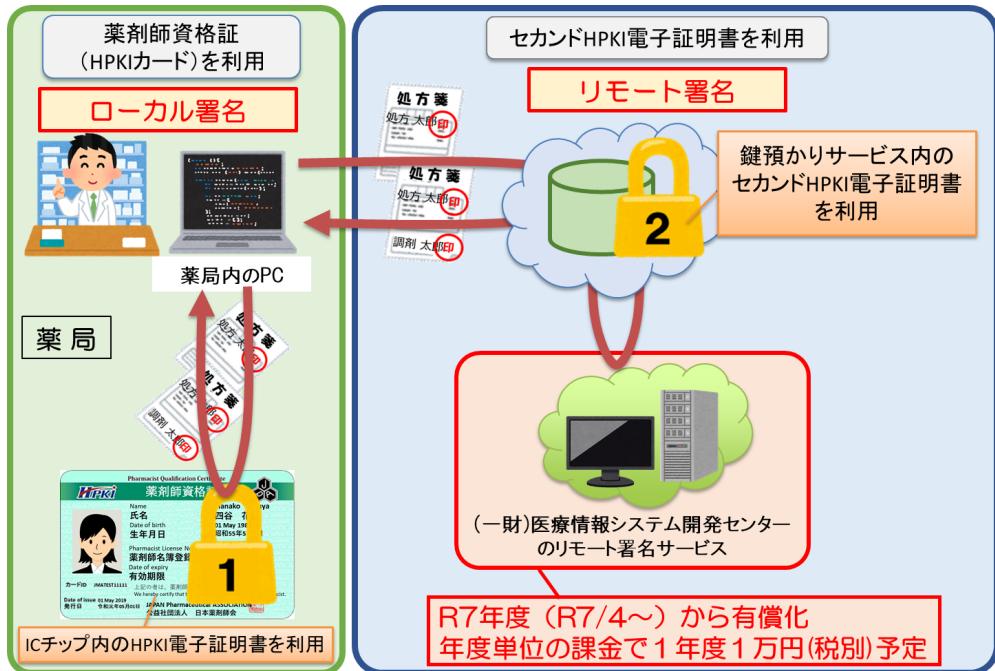
▼従来の申請とマイナポ申請の大きな違い（10/25 現在）

従来の申請		マイナポ申請								
申請方法	申請書類等の郵送	マイナポータルからの申請								
申請書類の一部削減	—（削減無し）	住民票の取得が原則不要								
受け取り方法	指定の薬剤師会で対面受け取り	マイナポータル経由で受け取り								
発行するもの	薬剤師資格証 2種類 薬剤師資格証（ICカード）、 デジタル薬剤師資格証 	薬剤師資格証 1種類 デジタル薬剤師資格証のみ 								
	電子証明書 2種類 HPKI 電子証明書、セカンド電子証明書 <table border="1" data-bbox="483 976 848 1192"> <tr> <td>HPKI 電子証明書(ICカード内)</td><td>HPKI セカンド電子証明書</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>	HPKI 電子証明書(ICカード内)	HPKI セカンド電子証明書			電子証明書 1種類 セカンド電子証明書のみ <table border="1" data-bbox="954 976 1320 1192"> <tr> <td>HPKI 電子証明書(Cカード内)</td><td>HPKI セカンド電子証明書</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>	HPKI 電子証明書(Cカード内)	HPKI セカンド電子証明書		
HPKI 電子証明書(ICカード内)	HPKI セカンド電子証明書									
										
HPKI 電子証明書(Cカード内)	HPKI セカンド電子証明書									
										
対応可能なレセコン	全ての電子処方箋対応レセコン	電子処方箋対応レセコンの中でセカンド電子証明書に対応しているレセコンのみ								
価格（税込）	定 價：26,400 円 会員価格：19,800 円	定 價：19,800 円 会員価格：13,200 円								
薬剤師資格証（ICカード）の追加発行とその費用 【令和7年以降の受付開始を予定】	—（非該当）	後から ICカードが必要になった方は以下の追加費用が発生。 ▽追加費用 定 價：19,800 円（税込） 会員価格：13,200 円（税込） • 合計金額は、従来の申請による同時発行よりも高額。 • 必要書類を再度全て取り揃えた上で、郵送による申請が必要。 • 有効期限はセカンド電子証明書と同一。								
マイナンバーカードとセカンド電子証明書との紐付け	セカンド電子証明書発行後、必要に応じ、申請者自身が手動で紐付けを行う。	セカンド電子証明書発行と同時に自動でマイナンバーカードと紐付けされる。								

セカンド HPKI 電子証明書を用いるリモート署名を希望する薬局への注意喚起

▼利用検討時の留意点

2つのHPKI電子証明書の使用法の違いと有償化の範囲



- 薬局が、上図の「ローカル署名」と「リモート署名」の両方を利用できる環境にあれば、一方が不調の際にも業務を停止しなくて済むことから、より安心です。また、「リモート署名」は、利用時（電子処方箋への押印）に毎回暗証番号を入力しなくもよい運用となるため、運用負荷の軽減が見込まれます。
- 一方、「リモート署名」には、(一財) 医療情報システム開発センター（以下、メディスという。）が整備・運営している「リモート署名サービス」が必要となるため、薬局とメディスの間で利用契約を結ぶ必要があります。
- その費用は、1薬局当たり1年で1万円（税別）となる見込みで、薬剤師資格証の会員向け発行費用の19,800円/約5年に比べ、かなり高額です。
- 本会としては、不測の事態に備えるためのシステム整備に、薬局が多くの費用を負担するという状況は不本意であると言わざるを得ません。
- このため、セカンド HPKI 電子証明書の利用にあたっては、各薬局で費用対効果に関する十分な検討を実施いただけますよう、お願ひいたします。

▼メディスと契約しないとした場合の留意点

- 当該薬局では、「リモート署名」が出来ません。
- マイナポ申請した薬剤師は、セカンド HPKI 電子証明書だけしか保持していませんので、当該薬局で電子処方箋への電子署名が行えません。

マイナポ申請を希望する薬剤師への注意喚起

▼現在の申請方法とマイナポ申請で発行される HPKI 電子証明書の違い

- 現在の申請方法では、薬剤師資格証（HPKI カード）とセカンド HPKI 電子証明書の2つが発行されます。
- マイナポ申請では、セカンド HPKI 電子証明書のみの発行となります。

申請方法と発行される HPKI 電子証明書の違い

	薬剤師資格証(HPKIカード) →リモート署名サービス不要	セカンドHPKI電子証明書 →リモート署名サービス必須
現在の申請方法 (これからも継続します)	 薬局内システムで完結可能	 薬局と(一財)医療情報システム開発センターとの契約が必要
11月に開始予定の マイナポ申請		 薬局と(一財)医療情報システム開発センターとの契約が必要

マイナポ申請した薬剤師が電子処方箋を処理する場合、その薬局は(一財)医療情報システム開発センターとのリモート署名サービスの利用契約が必須となります。

▼マイナポ申請の留意点

- 従来の申請に比べ、発行費用が 6,600 円（税込）安くなります。
- マイナポ申請は、セカンド HPKI 電子証明書のみの発行となります。
- 薬局のレセコンがセカンド HPKI 電子証明書に対応している必要があります。
- 薬局がメディスと契約し、リモート署名サービスを利用できる環境にあることが必要となります。
- セカンド HPKI 電子証明書は、マイナンバーカードやスマートフォンに紐づけて利用できます。スマートフォンとの紐づけは当面の間1度だけとなり、機種変等による再登録は当該システムが完成予定の来年度まで行えません。
- 転職等により、セカンド HPKI 電子証明書が利用できない薬局に勤務する場合には、薬剤師資格証（HPKI カード）の追加発行※1が必要となります。追加発行費用は、マイナポ申請時の費用と同額であるため、合計額は、現在の申請による同時発行よりも高額になります。

※1 システム開発に時間を要するため、追加発行の開始時期は未定です。